

# 千葉県入札参加者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、千葉市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供（以下「建設工事等」という。）に係る入札参加者の資格審査について合理的な基準を設けることを目的とする。

(入札参加資格審査申請書)

第2条 市長は、千葉市が発注する建設工事等の入札に参加を希望する者に対し、入札参加資格審査申請の方法及び期日を定め、入札参加資格審査申請に必要となる書類（以下「申請書類等」という。）を提出させるものとする。

(資格審査)

第3条 資格審査は、適格審査及び点数審査を行うものとする。ただし、建設工事以外に入札参加資格審査申請を行う者については、適格審査のみを行うものとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、第2条の規定により申請書類等を提出した者全てについて、申請書類等を基礎とし、入札参加者としての適格性を審査するものとする。

2 次の各号に掲げる者は、不適格者とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する業種の場合においては、当該許認可又は登録を受けていない者
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者
- (5) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載した者
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(点数審査)

第5条 点数審査は、次の各号に掲げる方法により審査採点する。

- (1) 点数審査は、客観点と発注者別評価点の合計点（以下「総合点数」という。）により行う。
- (2) 客観点は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関

する客観的事項の審査の結果付与された総合評定値とする。

(3) 発注者別評価点は、別に定めるところにより算定するものとする。

(等級の格付)

第6条 第4条の審査の結果、適格と認められた者のうち、次表に掲げる建設工事の種類に申請を行うものについては、前条に定める方法により採点された総合点数に応じ次のとおり等級の格付を行うものとする。

等級 種別	土 木	建 築	電 気	管	舗 装	造 園
A	900 点以上	900 点以上	900 点以上	900 点以上	850 点以上	820 点以上
B	900 点未満	900 点未満	900 点未満	900 点未満	850 点未満	820 点未満
C	廃止	—	—	—	—	—

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、格付の調整をすることができる。

3 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者が千葉市への入札参加資格の承継を申し出た場合における資格審査については、第1項の規定にかかわらず、新たな等級の格付は行わないものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(等級別発注制限基準)

第7条 前条の等級の格付を行う建設工事における各等級別の発注の対象となる設計金額の制限の基準は、次のとおりとする。

	土 木	建 築	電 気	管	舗 装	造 園
A	4,000 万円以上	5,000 万円以上	1,500 万円以上	2,500 万円以上	3,000 万円以上	2,000 万円以上
B	4,000 万円未満	5,000 万円未満	1,500 万円未満	2,500 万円未満	3,000 万円未満	2,000 万円未満
C	廃止	—	—	—	—	—

2 次の各号に掲げる建設工事については、特に必要と認めた場合は、前項の基準によらないことができる。

(1) 特殊な機械及び技術を必要とする建設工事

(2) 難易度の高い技術力又は高い施工管理能力を必要とする建設工事

- (3) 災害時における応急復旧工事
  - (4) 主として請負った工事と密接な関連のある建設工事
  - (5) 試験のため施工する建設工事
  - (6) 千葉県建設工事等入札参加資格設定に関する事務取扱（平成23年4月14日施行）に規定する格付等級の例外に該当する建設工事
  - (7) その他市長が特に必要と認める建設工事
- (地区区分)

第8条 第4条の審査の結果、適格と認められた者について、別に定めるところにより、地区区分の認定を行うものとする。

2 地区区分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内 法人にあつては、千葉市内に本店又は本社等（ただし、建設工事にあつては、建設業法の規定により許可を受けた「主たる営業所」をいう。以下「本店等」という。）を有しているもの

個人事業者にあつては、千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有しているもの

- (2) 準市内 千葉市外に本店等を有しているもののうち、千葉市内に支店又は営業所等（以下「支店等」という。）を有しているもの
- (3) 市外 市内及び準市内以外のもの

3 本店等又は支店等の所在地について変更があった場合は、その都度、地区区分の変更を行うものとする。

(資格者名簿)

第9条 千葉県入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）は、本基準により作成し、公表するものとする。

(有効期間)

第10条 資格者名簿の有効期間は、次の資格者名簿が作成される時期までとする。

附 則

(施行期日)

1 本基準は、平成23年9月28日から施行する。

(適用)

2 本基準は、平成24年度及び平成25年度における千葉市の入札参加資格審査から適用す

る。

附 則

- 1 本基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 千葉市建設工事等入札参加者資格審査基準（昭和41年6月1日施行）は廃止する。

附 則

本基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。